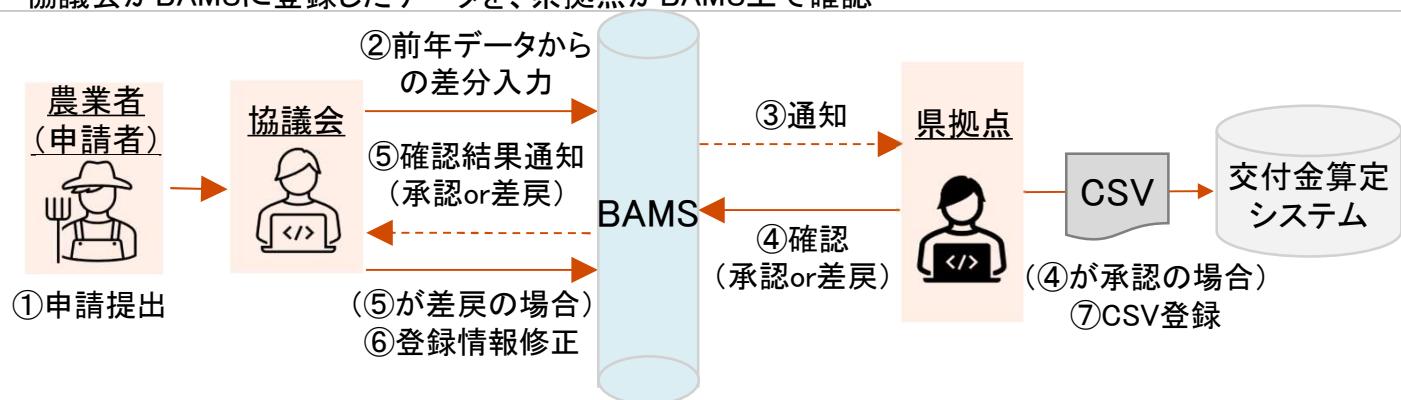


## （2）経安申請システム（BAMS）による事務手続きの流れ

BAMSは、以下のいずれかの方法でご利用いただくことを想定しています。  
※協議会の担当者の方には、**前年度の申請情報と今年度の申請情報の違い(差分)のみ**を  
BAMSにご入力いただきます。

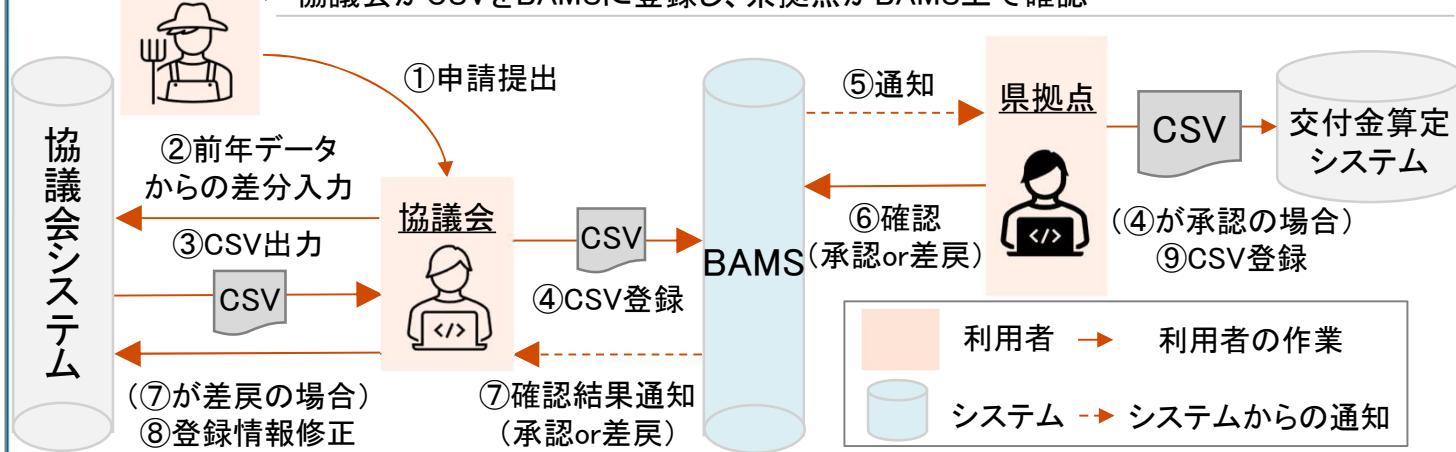
## ①BAMSのみ利用する協議会

- ✓ 農業者から受領した申請書等を協議会がBAMSにデータ入力
  - ✓ 協議会がBAMSに登録したデータを、県拠点がBAMS上で確認

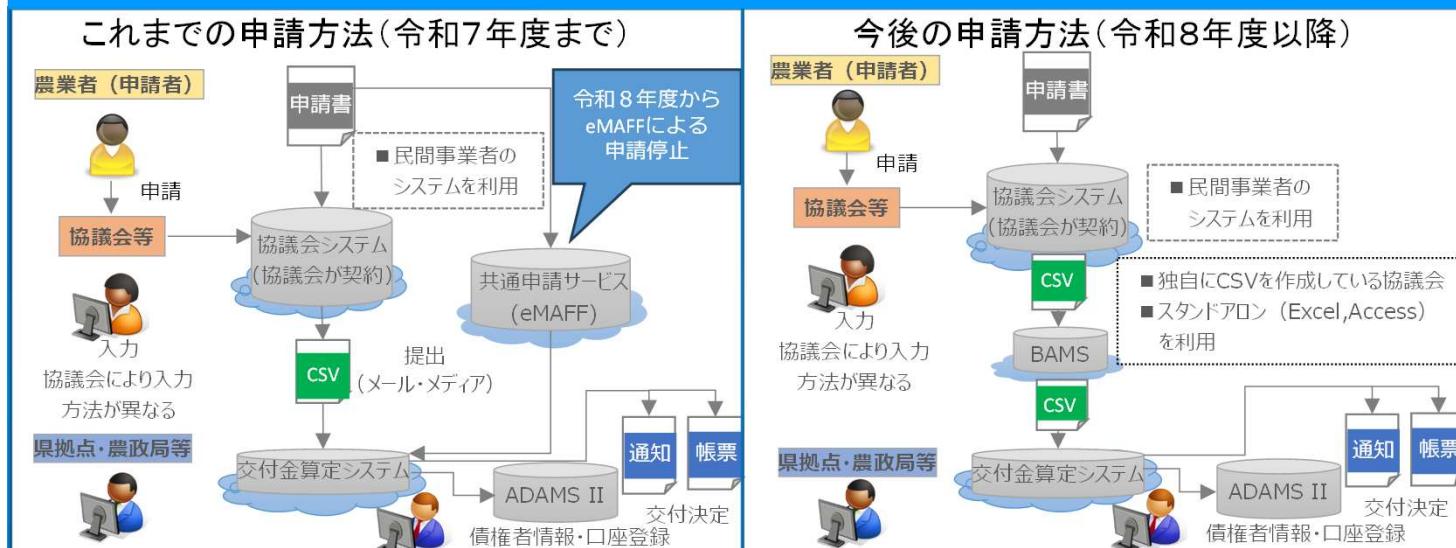


## ②協議会システムと併用する協議会

- 農業者 ✓ 農業者から受領した申請書等を協議会が協議会システムにデータ入力し、CSVを出力  
(申請者) ✓ 協議会がCSVをBAMSに登録し、県拠点がBAMS上で確認



### （3）本対策のeMAFF（オンライン申請）利用停止のお知らせ



- eMAFFが新たなシステムに切り替わることになったことに伴い、令和8年4月以降、経営所得安定対策等に係るeMAFFからの申請利用を停止します。今後の申請につきましては、申請書を用いて協議会等へご提出いただきますようお願い申し上げます。
  - 申請方法に関するご不明点やご相談は、最寄りの協議会等へお問い合わせください。

## 2 交付対象作物の現地確認業務の効率化



### 農林水産省では、現場段階における本対策に係る業務の効率化にも積極的に取り組みます！

本対策交付金を交付するためには、農業者の皆様から申請されたほ場について、交付対象作物の生産が適切になされているか等を地域農業再生協議会において確認（現地確認）する必要があります。

この現地確認業務は、夏場の暑い時期に多くの人員を要して実施されてきており、地域農業再生協議会の皆様の大きな負担となっていたため、地域からの要望も踏まえ、要綱を改正するとともに、経費面においても支援させていただいているところです。

本ページでは、国全体のデジタル化の動きや地域農業再生協議会における衛星画像等を利用した現地確認の事例を紹介します。



#### （1）デジタル技術活用に向けた取組

##### ① 政府の取組～アナログ規制の見直し～

- 政府では、生産性の向上・人手不足の解消等を図っていく観点から、人の目による確認や現地での調査といった、アナログ的な手法を前提とする古い法令等を見直す取組を進め、その結果、様々な業務でデジタルの活用が可能になりました。

##### ② 農林水産省における要綱の見直し

#### 農林水産省 経営所得安定対策等推進事業実施要綱（抜粋）

##### 第3 事業の内容

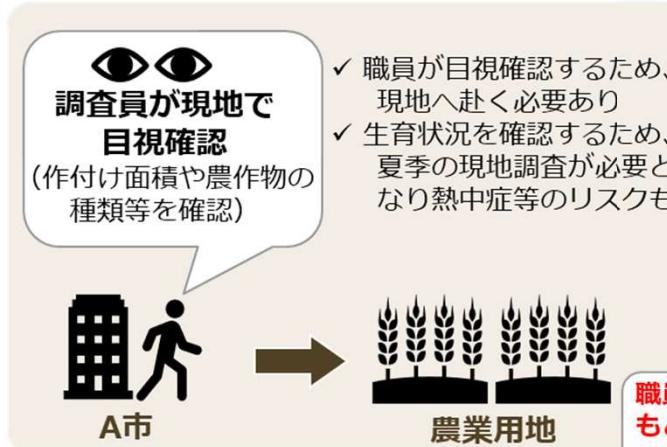
経営所得安定対策等推進事業（以下「推進事業」といいます。）の対象となる取組は、次に掲げる取組です。

- 1 (略)
- 2 地域段階における推進活動（コメ新市場開拓等促進事業及び畑作物産地形成促進事業に係るもの）  
(1)～(3) (略)
- (4) 対象作物（産地交付金の助成作物を含みます。）の作付面積・生産数量等の確認事務  
(衛星画像、ドローン等を利用した確認を含む現地確認等)

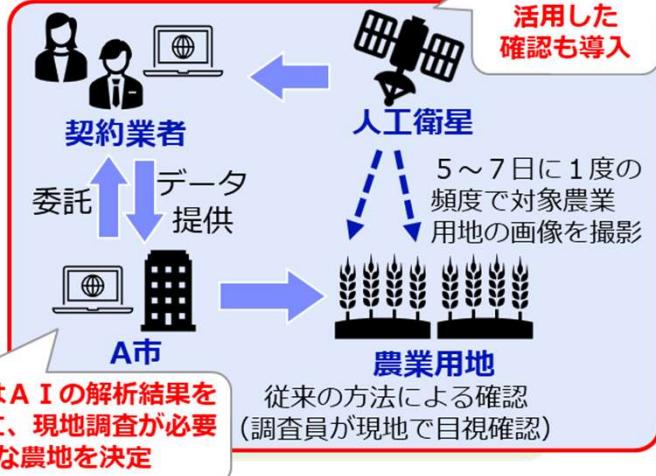
改正後  
追加

#### 要綱の見直しを行い、作付確認に衛星データを活用できることを明確化

##### ＜見直し前＞



##### ＜見直し後＞



## (2) 農作物の作付確認への衛星画像活用事例

### ① 福島県南相馬市の事例

- 南相馬市では、目視による現地確認を前提としていた農作物の作付面積等の確認について、先述の国の見直しを受けて、作付確認に衛星データやAIを活用することとしました。
- その結果、現地確認の回数・対象面積が減少し、調査員の負担軽減・業務効率化に寄与したとのことです。



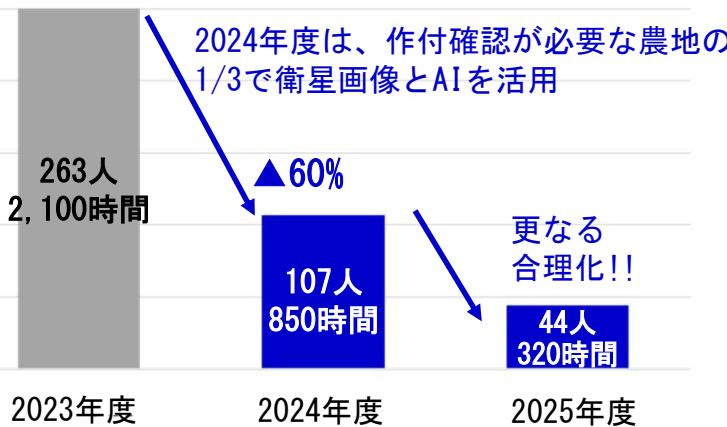
◆ 南相馬市の取組はデジタル庁ニュースで分かりやすく紹介しています。

[https://www.youtube.com/watch?v=g\\_g\\_tAa0ny0](https://www.youtube.com/watch?v=g_g_tAa0ny0)

動画はこちらから  
も確認できます▶



#### 衛星画像導入に伴う効果（人員・時間）

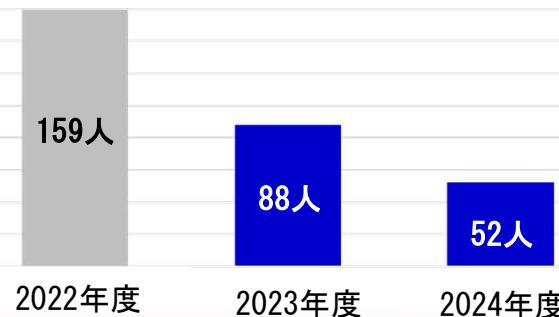


- 南相馬市では令和7年度に、作付確認対象面積（約1,700ha）のうち8割に当たる約1,400haにおいて衛星画像やAIを活用することで、作業効率を大幅に合理化しています。
- 夏場、現地調査に行かなくてよくなり、市役所職員だけでなく、農業者の皆様にとってもメリットが実感できたとのことです。

### ② 他の地方公共団体事例

- 高知県や茨城県においては、県が県下市町村に呼びかけ、複数の市町において衛星画像活用の実証を行っています。
- 青森県大鰐町や岩手県八幡平市（実証中）においても、作付確認に衛星画像を導入し、大鰐町では右図のような効果が生まれています。

#### 青森県大鰐町（作業人員の推移）



### ③ 技術カタログ

- デジタル庁では、技術保有機関からの応募により、アナログ規制の見直しに活用し得る、具体的な製品・サービス情報を整理した技術カタログを提供しています。  
➤ [デジタル庁ホームページ（技術カタログ）](#) こちらからもご覧になれます▶



上記以外にも、農林水産省HP（[現地確認の効率化事例](#)）で現地確認の効率化の事例を紹介しています。

こちらからもご覧になれます▶



## 問い合わせ先一覧（地方農政局等）

農政局等	問い合わせ先	連絡先（電話番号）	農政局等	問い合わせ先	連絡先（電話番号）
北海道農政事務所	担い手育成課（札幌地域拠点管内）	011-330-8809	東海農政局	岐阜県拠点地方参事官室	058-271-4407
	担い手育成課（函館地域拠点管内）	011-330-8809		愛知県拠点地方参事官室	052-763-4552
	担い手育成課（釧路地域拠点管内）	011-330-8809		三重県拠点地方参事官室	059-228-3199
	担い手育成課（北見地域拠点管内）	011-330-8809	近畿農政局	滋賀県拠点地方参事官室	077-522-4274
	旭川地域拠点地方参事官室	0166-30-9303		京都府拠点地方参事官室	075-414-9084
	帯広地域拠点地方参事官室	0155-24-2402		大阪府拠点地方参事官室	06-6941-9657
東北農政局	青森県拠点地方参事官室	017-777-3512	中国四国農政局	兵庫県拠点地方参事官室	078-331-9951
	岩手県拠点地方参事官室	019-624-1129		奈良県拠点地方参事官室	0742-36-2981
	宮城県拠点地方参事官室	022-221-1105		和歌山県拠点地方参事官室	073-436-3832
	秋田県拠点地方参事官室	018-862-5720		鳥取県拠点地方参事官室	0857-22-3256
	山形県拠点地方参事官室	023-622-7247		島根県拠点地方参事官室	0852-25-4490
	福島県拠点地方参事官室	024-534-4157		岡山県拠点地方参事官室	086-233-1577
関東農政局	茨城県拠点地方参事官室	029-221-2186		広島県拠点地方参事官室	082-228-9483
	栃木県拠点地方参事官室	028-633-3315		山口県拠点地方参事官室	083-922-5255
	群馬県拠点地方参事官室	027-221-2685		徳島県拠点地方参事官室	088-622-6132
	生産部地域担当チーム (埼玉県内、東京都内、 静岡県内)	048-740-0467		香川県拠点地方参事官室	087-883-6503
	千葉県拠点地方参事官室	043-224-5617		愛媛県拠点地方参事官室	089-932-6989
	神奈川県拠点地方参事官室	045-211-7176		高知県拠点地方参事官室	088-875-2151
	山梨県拠点地方参事官室	055-254-6016	九州農政局	福岡県拠点地方参事官室	092-261-2174
	長野県拠点地方参事官室	026-234-5575		佐賀県拠点地方参事官室	0952-23-3136
	新潟県拠点地方参事官室	025-228-5212		長崎県拠点地方参事官室	095-845-7123
北陸農政局	富山県拠点地方参事官室	076-441-9307		熊本県拠点地方参事官室	096-300-9502
	石川県拠点地方参事官室	076-203-9140		大分県拠点地方参事官室	097-532-6134
	福井県拠点地方参事官室	0776-30-1619		宮崎県拠点地方参事官室	0985-22-3184
				鹿児島県拠点地方参事官室	099-222-7591
				沖縄総合事務局農林水産部経営課	098-866-1628

■本パンフレットや経営所得安定対策に関するお問い合わせは上記のほか、  
農林水産省農産局穀物課 経営安定対策室 (Tel:03-6744-0502) へ

お気軽に、無料電話相談



0120-38-3786

受付時間：平日9:00～17:00 自動的にお住まいの地方農政局等につながります。

ご注意：携帯電話、PHS、公衆電話及びIP電話等一部の電話ではご利用いただくことができません。また、非通知設定のお電話からはおつなぎできませんので、お手数ですが番号の前に「186」を押してお掛けください。

左記以外にも、最寄りの地方農政局等（問い合わせ先一覧のとおり）、地域農業再生協議会（市町村、JA等）までお気軽にご連絡ください。